

令和 8 年 8 月 31 日

令和 8 年 第 3 回
糸魚川市議会定例会提出議案

糸魚川市長 久保田 郁 夫

議案番号	件名
71	令和7年度糸魚川市一般会計歳入歳出決算認定について
72	令和7年度糸魚川市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
73	令和7年度糸魚川市国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定について
74	令和7年度糸魚川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
75	令和7年度糸魚川市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
76	令和7年度糸魚川市有線テレビ事業特別会計歳入歳出決算認定について
77	令和7年度糸魚川市集合支払特別会計歳入歳出決算認定について
78	令和7年度糸魚川市ガス事業会計決算認定及び利益の処分について
79	令和7年度糸魚川市水道事業会計決算認定及び利益の処分について
80	令和7年度糸魚川市簡易水道事業会計決算認定について
81	令和7年度糸魚川市下水道事業会計決算認定及び利益の処分について
82	糸魚川市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
83	糸魚川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
84	糸魚川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
85	令和8年度糸魚川市一般会計補正予算（第2号）
86	令和8年度糸魚川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
87	令和8年度糸魚川市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
報告	
9	地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
10	株式会社能生町観光物産センターの経営状況について
11	令和7年度糸魚川市ガス事業会計継続費精算について
12	令和7年度糸魚川市水道事業会計継続費精算について
13	令和7年度糸魚川市簡易水道事業会計継続費精算について
14	令和7年度糸魚川市下水道事業会計継続費精算について
15	専決処分の報告について（50万円以下の損害賠償額の決定及び和解）

議案第71号

令和7年度糸魚川市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和7年度糸魚川市一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和8年8月31日提出

糸魚川市長 久保田 郁 夫

議案第72号

令和7年度糸魚川市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和7年度糸魚川市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和8年8月31日提出

糸魚川市長 久保田 郁 夫

議案第73号

令和7年度糸魚川市国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和7年度糸魚川市国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和8年8月31日提出

糸魚川市長 久保田 郁 夫

議案第74号

令和7年度糸魚川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和7年度糸魚川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和8年8月31日提出

糸魚川市長 久保田 郁 夫

議案第75号

令和7年度糸魚川市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和7年度糸魚川市介護保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和8年8月31日提出

糸魚川市長 久保田 郁 夫

議案第76号

令和7年度糸魚川市有線テレビ事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和7年度糸魚川市有線テレビ事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和8年8月31日提出

糸魚川市長 久保田 郁 夫

議案第77号

令和7年度糸魚川市集合支払特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和7年度糸魚川市集合支払特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和8年8月31日提出

糸魚川市長 久保田 郁 夫

議案第78号

令和7年度糸魚川市ガス事業会計決算認定及び利益の処分について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和7年度糸魚川市ガス事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するとともに、同法第32条第2項の規定により、令和7年度糸魚川市ガス事業会計未処分利益剰余金75,703,246円のうち12,100,000円を資本金に組み入れるものとし、63,603,246円を繰り越すものとする。

令和8年8月31日提出

糸魚川市長 久保田 郁 夫

議案第79号

令和7年度糸魚川市水道事業会計決算認定及び利益の処分について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和7年度糸魚川市水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するとともに、同法第32条第2項の規定により、令和7年度糸魚川市水道事業会計未処分利益剰余金200,624,188円のうち98,838,887円を資本金に組み入れるものとし、101,785,301円を繰り越すものとする。

令和8年8月31日提出

糸魚川市長 久保田 郁 夫

議案第80号

令和7年度糸魚川市簡易水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和7年度糸魚川市簡易水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和8年8月31日提出

糸魚川市長 久保田 郁 夫

議案第81号

令和7年度糸魚川市下水道事業会計決算認定及び利益の処分について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和7年度糸魚川市下水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するとともに、同法第32条第2項の規定により、令和7年度糸魚川市下水道事業会計未処分利益剰余金78,601,011円のうち40,570,990円を減債積立金に積み立てるものとし、38,030,021円を資本金に組み入れるものとする。

令和8年8月31日提出

糸魚川市長 久保田 郁 夫

議案第82号

糸魚川市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

糸魚川市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年8月31日提出

糸魚川市長 久保田 郁 夫

提案理由

地方自治法施行規則の改正に伴い、引用条項の整理を行うものである。

糸魚川市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

糸魚川市認可地縁団体印鑑条例（平成17年糸魚川市条例第156号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第21条第2項」を「第18条の3第1項」に改める。

第13条中「第19条第1項第1号ト」を「第18の3第1項第7号」に改める。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

議案第83号

糸魚川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

糸魚川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定め
る条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年8月31日提出

糸魚川市長 久保田 郁 夫

提案理由

児童福祉法等の改正に伴い、満3歳以上を対象とした小規模保育事業の実施を
可能とするため、所要の改正を行うものである。

糸魚川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

糸魚川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年糸魚川市条例第35号）の一部を次のように改正する。

目次中「第51条・」を「第51条―」に改める。

第2条第6号中「小規模保育事業」を「満3歳未満等小規模保育事業」に改め、「規定する小規模保育事業」の次に「（同項第3号に掲げる事業を除く。）」を加え、同号の次に次の1号を加える。

(6)の2 満3歳以上限定小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業（同項第3号に掲げる事業に限る。）をいう。

第2条第11号の次に次の3号を加える。

(11)の2 教育認定子ども 法第27条第1項に規定する教育認定子どもをいう。

(11)の3 満3歳以上保育認定子ども 法第27条第1項に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。

(11)の4 保育認定子ども 法第29条第2項に規定する保育認定子どもをいう。

第2条第23号中「第43条第2項」を「第43条第4項」に改める。

第6条第2項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」の次に「の数」を加え、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、「その他公正な方法」の次に「（第4項において「選考方法」という。）」を加え、同条第3項中「同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども又は満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。）」に改め、同条第4項中「に規定する場合においては、特定教育・保育施設」を「の特定教育・保育施設」に、「これらの項に規定する選考の方法」を「選考方法又は前項に規定する選考の方法」に改め、「当該」を削る。

第7条第2項中「法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第13条第4項第3号ア(7)中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号ア(4)中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同号イ中「以下イ」を「以下このイ」に改め、同号イ(7)中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号イ(4)中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

第20条第7号中「及び第3項」を削り、「選考の方法」を「選考方法及び同条第3項に規定する選考の方法」に改める。

第25条中「認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園」を「認定こども園法第27条の2第1項各号、学校教育法第1条に規定する幼稚園」に、「学校教育法」を「同法」に改める。

第29条第1項中「第39条第4項」を「第39条第5項」に改める。

第35条第1項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第3項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同号又は同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「同条第2号」に、「同条第4項第3号イ(7)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。））」と、同号イ(4)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。））」を「同条第4項第3号イ(7)中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。））」と、同号イ(4)中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。））」とする」に改める。

第36条第1項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「小学校就学前子ども」を「小学校就学前子どもの数」に、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子どもの総数」に、「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子どもの総数」に、「「同号に掲げる」を「同条第1号に掲げる」と」を「「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と」に、「同条第4項第3号イ(7)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。））」と、同号イ(4)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同条第4項第3号イ(7)中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。））」と、同号イ(4)中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

第37条第2項を次のように改める。

2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。）を除く。）は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。

- (1) 家庭的保育事業、満3歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業 法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員
- (2) 事業所内保育事業 法第43条第3項に規定する労働者等監護満3歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

第37条に次の1項を加える。

3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。

第39条第2項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。）」を、「この章」の次に「（第43条第1項を除く。）」を加え、同条第4項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前項に規定する場合においては、特定地域型保育事業者」を「前2項の特定地域型保育事業者」に、「同項に規定する選考の方法」を「前2項に規定する選考の方法」に改め、「当該」を削り、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

第40条第2項「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、「同法」の次に「附則」を加える。

第41条中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第42条第1項第1号中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項第3号中「特定地域型保育事業者により特定地域型保育」を「特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第4項及び第5項において同じ。）により特定地域型保育（満3歳以上限定小規模保育を除く。第4項において同じ。）」に、「小学校就学前子ども」を「法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども」に、「以下この号」を「第4項第1号」に改め、同条第5項各号列記以外の部分中「、次」を「次」に改め、「ものに限る。）」の次に「又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を加え、「行う者」を「行う施設又は事業所」に改める。

第43条第1項中「保育給付認定保護者」の次に「（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加える。

第46条第7号中「第39条第2項」の次に「及び第3項」を加える。

第47条第1項及び第2項ただし書並びに第49条第2項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第50条中「満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子ども」を「教育認定子ども」に、「第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「特定教育・保育に係る施設型給付費（法第27条第1項に規定する施設型給付費をいう。以下）」とあるのは「特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。第50条において準用する次項及び第19条において同じ。）に係る地域型保育給付費（法第29条第1項に規定する地域型保育給付費をいう。以下この項及び第50条において準用する第19条において）」を「第14条第1項中「施設型給付費（法第27条第1項に規定する施設型給付費をいう。以下）」とあるのは「地域型保育給付費（法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条において）」に改め、「関する規程」と」の次に「、第25条中「各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては認定こども園法第27条の2第1項各号、学校教育法第1条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては同法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」とあるのは「各号」と」を加える。

第51条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（特別利用地域型保育の基準）」を付し、同条第1項中「特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）」に、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「次条第1項」を「第52条第1項」に、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第3項中「いう。次条第3項」の次に「及び第52条第3項」を加え、「第

40条第2項」を「第37条第3項、第39条第3項及び第40条第2項」に、「含む。次条第3項」を「含む。第52条第3項」に改め、同項後段中「この章」の次に「（第43条第1項を除く。）」を加え、「「法第19条第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」を「「教育認定子ども及び満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除き、第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子どもを含む。）」と、「同号」とあるのは「法第19条第3号」」に改め、「第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加え、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第51条の2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、第37条第3項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第37条第2項、第39条第2項及び第40条第2項を除き、第50条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第39条第3項中「第19条第2号」とあるのは「第19条第1号」と、「満3歳以上保育認定子どもの」と

あるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子どもの」と、「同号」とあるのは「法第19条第2号」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

第52条第1項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）」を加え、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「前条第1項」を「第51条第1項」に、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加え、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう」を「特定満3歳以上保育認定子どもを除く」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日の翌日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(児童福祉法等の一部を改正する法律附則第6条第3項の条例で定める日)

- 2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第6条第3項の条例で定める日は、この条例の公布の日とする。

議案第84号

糸魚川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例の制定について

糸魚川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改
正する条例を次のように制定する。

令和8年8月31日提出

糸魚川市長 久保田 郁 夫

提案理由

児童福祉法等の改正に伴い、満3歳以上を対象とした小規模保育事業の実施を
可能とするため、所要の改正を行うものである。

糸魚川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

糸魚川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年
糸魚川市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「事項」の次に「（法第6条の3第10項第3号に掲げる事業（以下「満3歳以上限定小規模保育事業」という。）を行う事業者（以下「満3歳以上限定小規模保育事業者」という。）にあっては、第1号及び第2号に掲げる事項）」を加え、同項第3号中「家庭的保育事業者等」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第4項及び第5項において同じ。））」を加える。

第18条第6号中「利用定員」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者にあっては、満3歳以上の幼児の利用定員）」を加える。

第27条中「小規模保育事業B型」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。））」を、「小規模保育事業C型」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。））」を加える。

第29条第2項第3号中「第2号」の次に「又は第3号」を加え、同条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」の次に「（以下「看護師等」という。））」を加え、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該

小規模保育事業所A型の保育士（附則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第31条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第32条中「と、同条第4号中「次号並びに第33条第4号及び第5号」とあるのは「第32条において準用する次号」と読み替えるものとする」を「とする」に改める。

第35条中「第6条の3第10項」を「第6条の3第10項第1号」に改める。

第44条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（附則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場

合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第47条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第48条中「第48条において準用する第4号」を「第4号」に、「と、同条第4号中「次号並びに第33条第4号及び第5号」とあるのは「第48条において準用する次号」と読み替えるものとする」を「とする」に改める。

附則第3条中「家庭的保育事業者等（」の次に「満3歳以上限定小規模保育事業者及び」を加える。

附則第6条中「家庭的保育事業等」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）」を加える。

附則第9条中「法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第29条第3項若しくは第44条第3項」を「第29条第3項若しくは第4項若しくは第44条第3項若しくは第4項」に、「保育士の数（前2条の規定の適用がないとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算出されるものをいう。）」を「前2条の規定の適用がないものとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定される保育士の数」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日の翌日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（児童福祉法等の一部を改正する法律附則第3条第4項の条例で定める日）

2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第3条第4項の条例で定める日は、この条例の公布の日とする。

議案第85号

令和8年度糸魚川市一般会計補正予算（第2号）

令和8年度糸魚川市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ101,739千円を追加し、歳入歳出それぞれ28,964,688千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の補正は、「第2表地方債補正」による。

令和8年8月31日提出

糸魚川市長 久保田 郁 夫

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
13 分担金及び負担金		60,856	600	61,456
	1 分担金	3,820	600	4,420
15 国庫支出金		2,808,113	22,947	2,831,060
	2 国庫補助金	999,869	21,447	1,021,316
	3 国庫委託金	9,867	1,500	11,367
16 県支出金		2,191,114	12,868	2,203,982
	2 県補助金	1,288,924	12,868	1,301,792
19 繰入金		1,938,654	△52,667	1,885,987
	1 基金繰入金	1,932,089	△59,650	1,872,439
	2 特別会計繰入金	6,565	6,983	13,548
20 繰越金		632,489	22,091	654,580
	1 繰越金	632,489	22,091	654,580
21 諸収入		634,382	△50,000	584,382
	4 雑入	466,327	△50,000	416,327
22 市債		2,065,300	145,900	2,211,200
	1 市債	2,065,300	145,900	2,211,200
補正されなかった款項に係わる額		18,532,041	0	18,532,041
歳 入 合 計		28,862,949	101,739	28,964,688

歳 出

単位：千円

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総務費		4,150,990	23,400	4,174,390
	1 総務管理費	3,732,436	23,400	3,755,836
3 民生費		7,137,981	38,392	7,176,373
	1 社会福祉費	3,679,507	13,262	3,692,769
	2 児童福祉費	3,057,851	23,630	3,081,481
	5 国民年金費	15,456	1,500	16,956
6 農林水産業費		1,157,014	14,147	1,171,161
	1 農業費	740,202	14,147	754,349
8 土木費		3,454,106	△15,500	3,438,606
	7 住宅費	166,946	△15,500	151,446
10 教育費		2,903,641	38,000	2,941,641
	1 教育総務費	309,005	32,000	341,005
	5 学校給食費	466,125	6,000	472,125
11 災害復旧費		674,200	3,300	677,500
	3 その他公共施設・公用施設災害復旧費	0	3,300	3,300
補 正 さ れ な か っ た 款 項 に 係 わ る 額		9,385,017	0	9,385,017
歳 出 合 計		28,862,949	101,739	28,964,688

第2表 地 方 債 補 正

1 地方債の追加

単位：千円

起 債 の 目 的	限 度 額	利 率	起債の方法	償 還 の 方 法
公用自動車整備事業	5,200	7.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	普通貸借又は証券発行	政府資金については、その融資条件による。銀行その他の場合は、その債権者と協定した条件による。ただし、市財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利債に借換えすることができる。
公営住宅除却事業	6,700			
教育相談センター整備事業	32,000			
過 年 鉄 道 施 設 災 害 復 旧 事 業	2,900			

2 地方債の変更

単位：千円

起 債 の 目 的	補 正 前		補 正 後	
	限 度 額	利 率	限 度 額	利 率
庁 舎 整 備 事 業	266,600	7.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	361,800	7.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)
農 地 整 備 事 業	71,800		75,600	
幼稚園施設管理事業	2,500		2,600	

令和 8 年度 歳入歳出予算事項別明細書（一般会計）

1 総括

（歳入）

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
13 分担金及び負担金	60,856	600	61,456
15 国庫支出金	2,808,113	22,947	2,831,060
16 県支出金	2,191,114	12,868	2,203,982
19 繰入金	1,938,654	△52,667	1,885,987
20 繰越金	632,489	22,091	654,580
21 諸収入	634,382	△50,000	584,382
22 市債	2,065,300	145,900	2,211,200
補正されなかった款に係わる額	18,532,041	0	18,532,041
歳入合計	28,862,949	101,739	28,964,688

(歳 出)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総務費	4,150,990	23,400	4,174,390
3 民生費	7,137,981	38,392	7,176,373
6 農林水産業費	1,157,014	14,147	1,171,161
8 土木費	3,454,106	△15,500	3,438,606
10 教育費	2,903,641	38,000	2,941,641
11 災害復旧費	674,200	3,300	677,500
補正されなかった款に係わる額	9,385,017	0	9,385,017
歳 出 合 計	28,862,949	101,739	28,964,688

單位：千円

[illegible]

2 歳 入

款 項 目	補 正 前	補 正 額	計
13款 分担金及び負担金	60,856	600	61,456
1項 分担金	3,820	600	4,420
1目 農林水産業費分担金	3,040	600	3,640
15款 国庫支出金	2,808,113	22,947	2,831,060
2項 国庫補助金	999,869	21,447	1,021,316
1目 総務費補助金	170,651	20,903	191,554
2目 民生費補助金	202,695	8,294	210,989
7目 土木費補助金	578,385	△ 7,750	570,635
3項 国庫委託金	9,867	1,500	11,367
2目 民生費委託金	9,526	1,500	11,026
16款 県支出金	2,191,114	12,868	2,203,982
2項 県補助金	1,288,924	12,868	1,301,792
2目 民生費補助金	195,581	4,968	200,549
4目 農林水産業費補助金	411,181	7,900	419,081
19款 繰入金	1,938,654	△ 52,667	1,885,987
1項 基金繰入金	1,932,089	△ 59,650	1,872,439
1目 基金繰入金	1,932,089	△ 59,650	1,872,439
2項 特別会計繰入金	6,565	6,983	13,548

13款 分担金及び負担金 15款 国庫支出金 16款 県支出金 19款 繰入金

単位：千円

節		説 明	
区 分	金 額		
1 農業費分担金	600	6 県単農業農村整備事業分担金	600
1 総務管理費補助金	20,903	13 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	20,903
1 社会福祉費補助金	8,294	4 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	8,294
		8,294,000円×10/10	
4 住宅費補助金	△ 7,750	1 社会資本整備総合交付金	△ 7,750
2 国民年金費委託金	1,500	1 国民年金事務費交付金	1,500
1 社会福祉費補助金	4,968	78 介護基盤整備事業費補助金	4,968
1 農業費補助金	7,900	24 県単農業農村整備事業補助金	2,600
		39 農地集約プラス多用途利用米団地化定着支援事業補助金	5,300
		5,300,000円×10/10	
1 基金繰入金	△ 59,650	15 公共施設等総合管理基金繰入金	△ 59,650

款 項 目	補 正 前	補 正 額	計
1目 特別会計繰入金	6,565	6,983	13,548
20款 繰越金	632,489	22,091	654,580
1項 繰越金	632,489	22,091	654,580
1目 繰越金	632,489	22,091	654,580
21款 諸収入	634,382	△ 50,000	584,382
4項 雑入	466,327	△ 50,000	416,327
3目 雑入	466,226	△ 50,000	416,226
22款 市債	2,065,300	145,900	2,211,200
1項 市債	2,065,300	145,900	2,211,200
1目 総務債	357,200	100,400	457,600
4目 農林水産業債	190,700	3,800	194,500
6目 土木債	656,000	6,700	662,700
8目 教育債	76,500	32,100	108,600
9目 災害復旧債	97,900	2,900	100,800
歳 入 合 計	28,862,949	101,739	28,964,688

19款 繰入金 20款 繰越金 21款 諸収入 22款 市債

単位：千円

節		説 明	
区 分	金 額		
1 特別会計繰入金	6,983	3 後期高齢者医療特別会計繰入金	6,488
		11 介護保険事業特別会計繰入金	495
1 繰越金	22,091	1 前年度繰越金	22,091
1 総務費雑入	△ 50,000	25 先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金	△ 50,000
1 総務管理債	100,400	1 庁舎整備事業債	95,200
		4 公用自動車整備事業債	5,200
1 農業債	3,800	2 農地整備事業債	3,800
5 住宅債	6,700	2 公営住宅除却事業債	6,700
3 幼稚園債	100	1 幼稚園施設管理事業債	100
5 教育総務債	32,000	1 教育相談センター整備事業債	32,000
3 その他公共施設・公用施設災害復旧債	2,900	2 過年鉄道施設災害復旧事業債	2,900

3 歳 出

款 項 目		補 正 前	補 正 額	計	
2 款 総務費		4,150,990	23,400	4,174,390	
1 項 総務管理費		3,732,436	23,400	3,755,836	
1 目 一般管理費		992,055	0	992,055	
		8 公用自動車購入費			
		事業費	9,306	0	9,306
		[財源内訳]			
		・市債 公用自動車整備事業債 5,200 ・一般財源 △5,200			
3 目 財産管理費		1,328,137	0	1,328,137	
		6 庁舎整備事業			
		事業費	505,900	0	505,900
		[財源内訳]			
		・市債 庁舎整備事業債 95,200 ・繰入金 公共施設等総合管理基金繰入金 △45,200 ・諸収入 先進的省エネルギー投資促進支援事業費 補助金 △50,000			
4 目 企画費		849,451	3,400	852,851	
節		61 出身大学生等応援事業（物価高騰対策）			
区 分	金 額	事業費	0	3,400	3,400
12 委託料	3,400	[財源内訳]			
		・国庫支出金 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付 金 1,103 ・一般財源 2,297			
10 目 諸費		45,500	20,000	65,500	
節		1 国・県支出金等過年度返還金			
区 分	金 額	事業費	30,000	20,000	50,000
22 償還金、利子及び割引料	20,000	[財源内訳]			
		・一般財源 20,000			
3 款 民生費		7,137,981	38,392	7,176,373	
1 項 社会福祉費		3,679,507	13,262	3,692,769	
4 目 老人福祉費		997,593	13,262	1,010,855	
節		51 地域密着型施設整備支援事業			
区 分	金 額	事業費	63,500	4,968	68,468
18 負担金、補助及び交付金	13,262	[財源内訳]			
		・県支出金 介護基盤整備事業費補助金 4,968			
		52 地域介護・福祉空間整備等施設整備事業			
		事業費	0	8,294	8,294
		[財源内訳]			
		・国庫支出金 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付 金 8,294			
2 項 児童福祉費		3,057,851	23,630	3,081,481	
2 目 子育て支援費		1,147,064	23,630	1,170,694	
節		63 子育て世帯応援手当費（物価高騰対策）			
区 分	金 額	事業費	0	23,630	23,630

2款 総務費 3款 民生費

単位：千円

財 源 内 訳	国・県支出金	地 方 債	そ の 他 特 財	一 般 財 源
	1,103	100,400	△95,200	17,097
	1,103	100,400	△95,200	17,097
		5,200		△5,200
8 公用自動車購入費の経費内訳				
財源変更				
財 源 内 訳		95,200	△95,200	
6 庁舎整備事業の経費内訳				
財源変更				
財 源 内 訳	1,103			2,297
61 出身大学生等応援事業（物価高騰対策）の経費内訳				
地場産品発送委託料	3,400			
財 源 内 訳				20,000
1 国・県支出金等過年度返還金の経費内訳				
国返還金	10,000	県返還金		10,000
財 源 内 訳	33,662			4,730
	13,262			
	13,262			
51 地域密着型施設整備支援事業の経費内訳				
介護基盤整備事業費補助金	4,968			
52 地域介護・福祉空間整備等施設整備事業の経費内訳				
地域介護・福祉空間整備等施設整備 事業補助金	8,294			
財 源 内 訳	18,900			4,730
	18,900			4,730
63 子育て世帯応援手当費（物価高騰対策）の経費内訳				

款 項 目		補 正 前	補 正 額	計
11 役務費	800	[財源内訳] ・ 国庫支出金 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 金 ・ 一般財源		
12 委託料	330			
19 扶助費	22,500			
			18,900	4,730
5 項 国民年金費		15,456	1,500	16,956
1 目 国民年金事務費		15,456	1,500	16,956
節		6 国民年金事務費		
区 分	金 額	事業費	1,191	1,500
12 委託料	1,500	[財源内訳] ・ 国庫支出金 国民年金事務費交付金		
6 款 農林水産業費		1,157,014	14,147	1,171,161
1 項 農業費		740,202	14,147	754,349
3 目 農業振興費		389,259	5,300	394,559
節		61 農地集約・多用途利用米団地化定着支援事業（物価）		
区 分	金 額	事業費	0	5,300
18 負担金、補助及び交付金	5,300	[財源内訳] ・ 県支出金 農地集約プラス多用途利用米団地化定着支援事業補助金		
4 目 畜産業費		1,945	1,400	3,345
節		61 畜産振興事業（物価高騰対策）		
区 分	金 額	事業費	0	1,400
18 負担金、補助及び交付金	1,400	[財源内訳] ・ 国庫支出金 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 ・ 一般財源		
5 目 農地費		127,697	947	128,644
節		31 農地耕作条件改善事業		
区 分	金 額	事業費	0	947
18 負担金、補助及び交付金	947	[財源内訳] ・ 市債 農地整備事業債 ・ 一般財源		
6 目 農村総合整備事業費		30,400	6,500	36,900
節		11 県単農業農村整備事業		
区 分	金 額	事業費	30,400	36,900
12 委託料	500	[財源内訳] ・ 県支出金 県単農業農村整備事業補助金 ・ 市債 農地整備事業債 ・ 分担金及び負担金 県単農業農村整備事業分担金 ・ 一般財源		
14 工事請負費	6,000			
			2,600	3,000
			600	300
8 款 土木費		3,454,106	△15,500	3,438,606
7 項 住宅費		166,946	△15,500	151,446
1 目 住宅総務費		147,046	△15,500	131,546

3款 民生費 6款 農林水産業費 8款 土木費

単位：千円

財 源 内 訳	国・県支出金	地 方 債	そ の 他 特 財	一 般 財 源
運搬料		400	システム改修委託料	330
手数料		400	子育て世帯応援手当費	22,500
財 源 内 訳	1,500			
	1,500			
6 国民年金事務費の経費内訳				
システム改修委託料		1,500		
財 源 内 訳	8,800	3,800	600	947
	8,800	3,800	600	947
	5,300			
61 農地集約・多用途利用米団地化定着支援事業（物価）の経費内訳				
農地集約・多用途利用米団地化定着 支援事業補助金		5,300		
財 源 内 訳	900			500
61 畜産振興事業（物価高騰対策）の経費内訳				
飼料価格高騰対策補助金		1,400		
財 源 内 訳		800		147
31 農地耕作条件改善事業の経費内訳				
農地耕作条件改善事業補助金		947		
財 源 内 訳	2,600	3,000	600	300
11 県単農業農村整備事業の経費内訳				
調査委託料		500	設備改修工事	6,000
鷺尾東ほ場用水				
財 源 内 訳	△7,750	6,700	△14,450	
	△7,750	6,700	△14,450	
	△7,750	6,700	△14,450	

款 項		目	補 正 前	補 正 額	計
節		16 市営住宅除却事業			
区 分	金 額	事業費	39,000	△15,500	23,500
14 工事請負費	△15,500	[財源内訳]			
		・ 国庫支出金			
		社会資本整備総合交付金			
		△7,750			
		・ 市債			
		公営住宅除却事業債			
		6,700			
		・ 繰入金			
		公共施設等総合管理基金繰入金			
		△14,450			
10 款 教育費			2,903,641	38,000	2,941,641
1 項 教育総務費			309,005	32,000	341,005
1 目 教育委員会費			303,457	32,000	335,457
節		32 教育相談センター整備事業			
区 分	金 額	事業費	0	32,000	32,000
18 負担金、補助及び交付金	32,000	[財源内訳]			
		・ 市債			
		教育相談センター整備事業債			
		32,000			
5 項 学校給食費			466,125	6,000	472,125
1 目 学校給食費			466,125	6,000	472,125
節		61 学校給食費軽減事業（物価高騰対策）			
区 分	金 額	事業費	13,058	6,000	19,058
10 需用費	6,000	[財源内訳]			
		・ 一般財源			
		6,000			
6 項 幼稚園費			164,554	0	164,554
1 目 幼稚園管理費			164,554	0	164,554
		6 幼稚園管理費			
		事業費			
		42,759			
		0			
		42,759			
		[財源内訳]			
		・ 市債			
		幼稚園施設管理事業債			
		100			
		・ 一般財源			
		△100			
11 款 災害復旧費			674,200	3,300	677,500
3 項 その他公共施設・公用施設災害復旧費			0	3,300	3,300
1 目 鉄道施設災害復旧費			0	3,300	3,300
節		1 鉄道施設災害復旧事業			
区 分	金 額	事業費	0	3,300	3,300
18 負担金、補助及び交付金	3,300	[財源内訳]			
		・ 市債			
		過年鉄道施設災害復旧事業債			
		2,900			
		・ 一般財源			
		400			
歳 出 合 計			28,862,949	101,739	28,964,688

8款 土木費 10款 教育費 11款 災害復旧費

単位：千円

財 源 内 訳	国・県支出金	地 方 債	そ の 他 特 財	一 般 財 源
16 市営住宅除却事業の経費内訳				
住宅除却工事	△15,500			
財 源 内 訳	32,100			5,900
	32,000			
	32,000			
32 教育相談センター整備事業の経費内訳				
施設整備負担金	32,000			
財 源 内 訳				6,000
				6,000
61 学校給食費軽減事業（物価高騰対策）の経費内訳				
賄い材料費	6,000			
財 源 内 訳	100			△100
	100			△100
6 幼稚園管理費の経費内訳				
財源変更				
財 源 内 訳	2,900			400
	2,900			400
	2,900			400
1 鉄道施設災害復旧事業の経費内訳				
鉄道施設災害復旧事業費補助金	3,300			
財 源 内 訳	35,815	145,900	△109,050	29,074

地方債の前前年度末及び前年度末における現在高並びに
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区分	前前年度末 (6年度) 現在高	前年度末 (7年度) 現在高	当該年度中(8年度) 増減見込み		
			当該年度中 起債見込額		当該年度中 元金償還 見込額
			補正前	補正後	
1 普通債	17,770,521	16,725,484	2,370,900	2,513,900	2,330,446
(1) 総務	456,332	489,770	365,300	465,700	53,204
(2) 民生	506,942	525,792	262,200	262,200	57,661
(3) 衛生	5,042,559	4,896,499	108,400	108,400	579,312
(4) 労働	5,468	4,557			911
(5) 農林水産	2,212,672	2,225,597	268,400	272,200	191,812
(6) 商工	403,051	348,635	28,900	28,900	70,831
(7) 土木	4,464,400	4,222,702	1,036,600	1,036,600	621,548
(8) 公営住宅	240,875	187,362		6,700	37,323
(9) 消防	1,644,137	1,397,141	224,600	224,600	305,391
(10) 教育	2,794,085	2,427,429	76,500	108,600	412,453
2 災害復旧債	539,179	516,681	110,600	113,500	86,998
(1) 補助	454,927	409,077	100,200	103,100	76,021
(2) 単独	84,252	107,604	10,400	10,400	10,977
3 その他債	14,401,453	12,663,678	124,400	124,400	1,744,633
(1) 減税 補てん	9,783	2,985			2,985
(2) 臨時 財政対策	8,331,688	7,433,405			862,018
(3) 減収 補てん	73,370	68,805			4,568
(4) 合併特例	5,986,612	5,158,483	124,400	124,400	875,062
合 計	32,711,153	29,905,843	2,605,900	2,751,800	4,162,077

単位：千円

当該年度末 (8 年度) 現在高見込額	
補 正 前	補 正 後
16,765,938	16,908,938
801,866	902,266
730,331	730,331
4,425,587	4,425,587
3,646	3,646
2,302,185	2,305,985
306,704	306,704
4,637,754	4,637,754
150,039	156,739
1,316,350	1,316,350
2,091,476	2,123,576
540,283	543,183
433,256	436,156
107,027	107,027
11,043,445	11,043,445
6,571,387	6,571,387
64,237	64,237
4,407,821	4,407,821
28,349,666	28,495,566

議案第86号

令和8年度糸魚川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和8年度糸魚川市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,625千円を追加し、歳入歳出それぞれ1,502,925千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和8年8月31日提出

糸魚川市長 久保田 郁 夫

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰越金		1	3,137	3,138
	1 繰越金	1	3,137	3,138
5 諸収入		11,061	6,488	17,549
	3 雑入	8,000	6,488	14,488
補正されなかった款項に係わる額		1,482,238	0	1,482,238
歳 入 合 計		1,493,300	9,625	1,502,925

歳 出

単位：千円

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		1,469,462	3,137	1,472,599
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	1,469,462	3,137	1,472,599
3 諸支出金		3,061	6,488	9,549
	2 繰出金	1	6,488	6,489
補 正 さ れ な か っ た 款 項 に 係 わ る 額		20,777	0	20,777
歳 出 合 計		1,493,300	9,625	1,502,925

令和8年度 歳入歳出予算事項別明細書（後期高齢者医療特別会計）

1 総括

（歳入）

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
4 繰越金	1	3,137	3,138
5 諸収入	11,061	6,488	17,549
補正されなかった款に係わる額	1,482,238	0	1,482,238
歳入合計	1,493,300	9,625	1,502,925

(歳 出)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 後期高齢者医療広域連合納 付金	1,469,462	3,137	1,472,599
3 諸支出金	3,061	6,488	9,549
補正されなかった款に係わる額	20,777	0	20,777
歳 出 合 計	1,493,300	9,625	1,502,925

単位：千円

[illegible]

2 歳 入

款 項 目	補 正 前	補 正 額	計
4款 繰越金	1	3,137	3,138
1項 繰越金	1	3,137	3,138
1目 繰越金	1	3,137	3,138
5款 諸収入	11,061	6,488	17,549
3項 雑入	8,000	6,488	14,488
1目 雑入	8,000	6,488	14,488
歳 入 合 計	1,493,300	9,625	1,502,925

後期高齢者医療特別会計

単位：千円

節		説	明
区	分		
1	繰越金	3,137	1 前年度繰越金 3,137
1	後期高齢者医療雑入	6,488	4 後期高齢者医療療養給付費負担金還付金（ 6,488 過年度）

3 歳 出

款 項 目		補 正 前	補 正 額	計	
2 款 後期高齢者医療広域連合納付金		1,469,462	3,137	1,472,599	
1 項 後期高齢者医療広域連合納付金		1,469,462	3,137	1,472,599	
1 目 後期高齢者医療広域連合納付金		1,469,462	3,137	1,472,599	
節		1 後期高齢者医療広域連合納付金			
区 分	金 額	事業費	1,469,462	3,137	1,472,599
18 負担金、補助及び交付金		3,137			[財源内訳] ・一般財源 3,137
3 款 諸支出金		3,061	6,488	9,549	
2 項 繰出金		1	6,488	6,489	
1 目 他会計繰出金		1	6,488	6,489	
節		1 一般会計繰出金			
区 分	金 額	事業費	1	6,488	6,489
27 繰出金		6,488			[財源内訳] ・一般財源 6,488
歳 出 合 計		1,493,300	9,625	1,502,925	

後期高齢者医療特別会計

単位：千円

財 源 内 訳	国・県支出金	地 方 債	そ の 他 特 財	一 般 財 源
				3,137
				3,137
				3,137
1 後期高齢者医療広域連合納付金の経費内訳				
後期高齢者医療保険料納付金 3,137				
財 源 内 訳				6,488
				6,488
				6,488
1 一般会計繰出金の経費内訳				
一般会計繰出金 6,488				
財 源 内 訳				9,625

議案第87号

令和8年度糸魚川市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和8年度糸魚川市の介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ69,438千円を追加し、歳入歳出それぞれ5,531,138千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和8年8月31日提出

糸魚川市長 久保田 郁 夫

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
9 繰越金		10	69,438	69,448
	1 繰越金	10	69,438	69,448
補正されなかった款項に係わる額		5,461,690	0	5,461,690
歳 入 合 計		5,461,700	69,438	5,531,138

歳 出

単位：千円

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
7 諸支出金		2,023	69,438	71,461
	1 償還金及び還付加算金	2,013	68,943	70,956
	2 繰出金	10	495	505
補 正 さ れ な か っ た 款 項 に 係 わ る 額		5,459,677	0	5,459,677
歳 出 合 計		5,461,700	69,438	5,531,138

令和8年度 歳入歳出予算事項別明細書（介護保険事業特別会計）

1 総括

（歳入）

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
9 繰越金	10	69,438	69,448
補正されなかった款に係わる額	5,461,690	0	5,461,690
歳入合計	5,461,700	69,438	5,531,138

(歳 出)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
7 諸支出金	2,023	69,438	71,461
補正されなかった款に係わる額	5,459,677	0	5,459,677
歳 出 合 計	5,461,700	69,438	5,531,138

単位：千円

[illegible]

2 歳 入

款 項 目	補 正 前	補 正 額	計
9款 繰越金	10	69,438	69,448
1項 繰越金	10	69,438	69,448
1目 繰越金	10	69,438	69,448
歳 入 合 計	5,461,700	69,438	5,531,138

介護保険事業特別会計

単位：千円

節		説明
区 分	金 額	
1 繰越金	69,438	1 前年度繰越金 69,438

3 歳 出

款 項 目			補 正 前	補 正 額	計
7 款 諸支出金			2,023	69,438	71,461
1 項 償還金及び還付加算金			2,013	68,943	70,956
2 目 償還金			3	68,943	68,946
節		1 償還金			
区 分	金 額	事業費	3	68,943	68,946
22 償還金、利子及び割引料	68,943	[財源内訳]			
		・ 一般財源			
		68,943			
2 項 繰出金			10	495	505
1 目 他会計繰出金			10	495	505
節		1 一般会計繰出金			
区 分	金 額	事業費	10	495	505
27 繰出金	495	[財源内訳]			
		・ 一般財源			
		495			
歳 出 合 計			5,461,700	69,438	5,531,138

介護保険事業特別会計

単位：千円

財 源 内 訳	国・県支出金	地 方 債	そ の 他 特 財	一 般 財 源
				69,438
				68,943
				68,943
1 償還金の経費内訳				
国返還金 34,397 償還金 6,463				
県返還金 28,083				
財 源 内 訳				495
				495
1 一般会計繰出金の経費内訳				
一般会計繰出金 495				
財 源 内 訳				69,438

報告第9号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

令和7年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見を付して、下記のとおり議会に報告する。

令和8年8月31日

糸魚川市長 久保田 郁 夫

記

1 健全化判断比率

実 質 赤 字 比 率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将 来 負 担 比 率
－ （黒字）	－ （黒字）	12.7%	34.5%

2 資金不足比率

会 計 の 名 称	資金不足比率
ガ ス 事 業 会 計	－ （黒字）
水 道 事 業 会 計	－ （黒字）
簡 易 水 道 事 業 会 計	－ （黒字）
下 水 道 事 業 会 計	－ （黒字）

監 第 52 号
令和 8 年 8 月 19 日

糸魚川市長 久保田 郁 夫 様

糸魚川市監査委員 渡 邊 勇
糸魚川市監査委員 松 尾 徹 郎

令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率等の審査結果について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、審査に付された令和 7 年度健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおり意見書を提出します。

令和 7 年度決算に基づく糸魚川市の
健全化判断比率等審査意見書

糸 魚 川 市 監 査 委 員

令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率等審査意見

1 審査の対象

令和 7 年度決算に基づく糸魚川市の健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和 8 年 7 月 16 日から令和 8 年 8 月 7 日まで

3 審査の方法

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が、法令に基づき作成されているかを確認するとともに、計数は諸書類と符合し、かつ、正確であるかについて審査した。

4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

なお、審査の結果は、次のとおりである。

(1) 健全化判断比率

当年度の健全化判断比率は、次の表のとおりである。

健全化判断比率の状況

(単位：％・ポイント)

区 分	比 率			早期健全化 基 準	財 政 再 生 基 準
	令和 7 年度	令和 6 年度	対前年度 増 減		
実 質 赤 字 比 率	－	－	－	12.67	20.00
連結実質赤字比率	－	－	－	17.67	30.00
実質公債費比率	12.7	13.0	△ 0.3	25.0	35.0
将 来 負 担 比 率	34.5	43.4	△ 8.9	350.0	

備考：実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、赤字額がないため「－」で表示される。

健全化判断比率の実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、いずれも赤字額がなく、また、実質公債費比率については 12.7％、将来負担比率については 34.5％と、すべて早期健全化基準を下回っている。

(2) 資金不足比率

当年度の公営企業会計における資金不足比率は、次の表のとおりである。

資金不足比率の状況

(単位：％・ポイント)

区分	会 計 名	比 率			経営健全化 基 準
		令和7年度	令和6年度	対前年度 増 減	
法 適 用	ガ ス 事 業 会 計	－	－	－	20.0
	水 道 事 業 会 計	－	－	－	
	簡 易 水 道 事 業 会 計	－	－	－	
	下 水 道 事 業 会 計	－	－	－	

備考：資金不足比率については、資金不足額がないため「－」で表示される。

資金不足比率については、すべての公営企業会計において資金不足が生じていない。

(3) むすび

健全化判断比率及び資金不足比率は、いずれも国の示す基準を下回っている状況であるが、これらの数値は、あくまでも財政の不健全度合いを示す目安であることから、今後も、各指標が国の定める基準に近づかないよう、的確な財政状況の把握に努め、健全で持続可能な財政運営を推進されたい。

(参 考)

1 健全化判断比率の状況

(1) 実質赤字比率について

(単位：千円・ポイント)

会 計 名			実 質 収 支 額		
			令和7年度	令和6年度	対前年度 増 減
一 般 会 計 等	一 般 会 計		1,627,635	1,876,632	△ 248,997
	一般会計等に 属する特別会計	有線テレビ事業 特 別 会 計	4,857	7,897	△ 3,040
合 計 (A)			1,632,492	1,884,529	△ 252,037
標準財政規模 (B)			16,678,558	16,426,428	252,130
実 質 赤 字 比 率 (%) (算 定 上 の 比 率) $A/B \times 100$			- (△9.78)	- (△11.47)	- (1.69)

備考：1 () 内の数値は、黒字額を負数で表示した場合の比率である。

2 標準財政規模には、臨時財政対策債発行可能額を含む。以下同じ。

令和7年度の実質赤字比率は、一般会計等の実質収支が黒字であることから、該当はない。

なお、参考数値として、一般会計等における実質収支は16億3,249万2千円の黒字で、標準財政規模166億7,855万8千円に対する実質赤字比率は、△9.78%となっている。

(2) 連結実質赤字比率について

(単位：千円・ポイント)

会 計 名			実 質 収 支 額		
			令和7年度	令和6年度	対前年度増減
一般会計等	一 般 会 計		1,627,635	1,876,632	△ 248,997
	一般会計等に 属する特別会計	有線テレビ事業特別会計	4,857	7,897	△ 3,040
小 計 (A)			1,632,492	1,884,529	△ 252,037
一般会計等以外の 特別会計のうち 公営企業に係る 特別会計以外の会計		国民健康保険事業特別会計	145,959	270,146	△ 124,187
		国民健康保険診療所特別会計	2,033	3,044	△ 1,011
		後期高齢者医療特別会計	3,137	3,482	△ 345
		介護保険事業特別会計	149,855	183,230	△ 33,375
小 計 (B)			300,984	459,902	△ 158,918
公 営 企 業 会 計 名			資金不足・剰余額		
			令和7年度	令和6年度	対前年度増減
法適用企業		ガ ス 事 業 会 計	1,106,918	1,227,311	△ 120,393
		水 道 事 業 会 計	636,513	696,909	△ 60,396
		簡 易 水 道 事 業 会 計	46,473	91,952	△ 45,479
		下 水 道 事 業 会 計	100,437	72,664	27,773
小 計 (C)			1,890,341	2,088,836	△ 198,495
合計 (D=A+B+C)			3,823,817	4,433,267	△ 609,450
標準財政規模 (E)			16,678,558	16,426,428	252,130
連結実質赤字比率 (%) (算定上の比率) D/E×100			- (△ 22.92)	- (△ 26.98)	- (4.06)

備考：1 一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計とは、事業の実施に伴う収入をもって当該事業に要する費用を賄うべき事業（地方公営企業法を適用していない事業に限る。）に係る特別会計をいう。

2 () 内の数値は、黒字額を負数で表示した場合の比率である。

令和7年度の連結実質赤字比率は、対象となる会計の連結実質収支が黒字であることから、該当はない。

なお、参考数値として、一般会計等における実質収支額は16億3,249万2千円、一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計の実質収支額は3億98万4千円、公営企業会計における資金剰余額は18億9,034万1千円であり、その合計額は38億2,381万7千円の黒字で、標準財政規模166億7,855万8千円に対する連結実質赤字比率は、△22.92%となっている。

(3) 実質公債費比率について

(単位：千円)

区 分		令和7年度	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度
①	元利償還金の額（繰上償還額等を除く。）	4,327,815	4,362,770	4,510,089	4,450,198	3,919,949
②	公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金	876,262	936,723	968,666	959,940	997,558
③	一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	0	0	0	0	0
④	公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	0	0	0	0	0
⑤	一時借入金の利子	0	0	0	0	0
⑥	特定財源の額	336,223	290,335	247,529	258,002	261,023
⑦	事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費	496,183	527,145	571,387	626,835	696,215
⑧	災害復旧費等に係る基準財政需要額	2,776,200	2,817,776	2,906,799	2,894,037	2,552,681
⑨	密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金及び準元利償還金	9,376	9,657	9,846	10,504	12,052
⑩	標準税収入額等	8,880,303	8,841,308	8,802,003	8,328,745	8,000,231
⑪	普通交付税額	7,798,255	7,535,346	7,287,568	7,537,097	7,547,547
⑫	臨時財政対策債発行可能額	0	49,774	105,276	232,480	805,464
⑬	標準財政規模	16,678,558	16,426,428	16,194,847	16,098,322	16,353,242

(単位：％・ポイント)

年 度	実質公債費比率 (単年度)	実質公債費比率 (3か年平均)			3か年平均 前年度比較
令和7年度	11.83936	12.7			△ 0.3
令和6年度	12.65758				0.6
令和5年度	13.71858		13.0		0.9
令和4年度	12.89701			12.4	-
令和3年度	10.65922				-

実質公債費比率の算定式は以下のとおり

$$\text{実質公債費比率（％）} = \frac{(A + B) - (C + D)}{(E - D)} \times 100$$

A：地方債の元利償還金 4,327,815 千円（前ページ ①）

B：地方債の準元利償還金 876,262 千円（前ページ ②+③+④+⑤）

C：元利償還金に充てられた特定財源 336,223 千円（前ページ ⑥）

D：元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額に算入された額（算入公債費等の額）
3,281,759 千円（前ページ ⑦+⑧+⑨）

E：標準財政規模 16,678,558 千円（前ページ ⑬=⑩+⑪+⑫）

令和7年度の実質公債費比率（3か年平均）は12.7%となっており、早期健全化基準25.0%を下回っている。

(4) 将来負担比率の状況

ア 将来負担額の状況

(単位：千円)

区 分	金 額		
	令和7年度	令和6年度	対前年度 増 減
地 方 債 の 現 在 高	29,905,843	32,711,153	△ 2,805,310
債務負担行為に基づく支出予定額	0	0	0
公 営 企 業 債 等 繰 入 見 込 額	9,052,627	9,470,919	△ 418,292
組 合 負 担 等 見 込 額	0	0	0
退 職 手 当 負 担 見 込 額	4,225,623	4,145,121	80,502
設立法人の負債額等負担見込額	0	0	0
土 地 開 発 公 社	0		0
第 三 セ ク タ ー 等	0		0
連 結 実 質 赤 字 額	0	0	0
組合連結実質赤字額負担見込額	0	0	0
計 (A)	43,184,093	46,327,193	△ 3,143,100

イ 充当可能財源等の状況

(単位：千円)

区 分	金 額		
	令和7年度	令和6年度	対前年度 増 減
充 当 可 能 基 金	8,629,452	8,476,151	153,301
充 当 可 能 特 定 歳 入	1,663,117	1,698,267	△ 35,150
う ち 都 市 計 画 税	1,616,091	1,609,119	6,972
基準財政需要額算入見込額	28,268,264	30,471,325	△ 2,203,061
計 (B)	38,560,833	40,645,743	△ 2,084,910

ウ 将来負担比率

(単位：％)

令和7年度	令和6年度	対前年度 増 減
34.5	43.4	△ 8.9

将来負担比率の算定式は以下のとおり

$$\text{将来負担比率（％）} = \frac{A - B}{C - D} \times 100$$

A：将来負担額 (43,184,093 千円) ※前ページ計 (A)

B：充当可能財源等 (38,560,833 千円) ※前ページ計 (B)

C：標準財政規模 (16,678,558 千円)

D：算入公債費等の額 (3,281,759 千円)

令和7年度の将来負担比率は34.5%となっており、早期健全化基準の350.0%を下回っている。

2 資金不足比率の状況

(単位：千円・%)

会 計 名		年度・比較	資金不足・剰余額	事業の規模	資金不足比率
法 適 用	ガ ス 事 業 会 計	7 年 度	1, 106, 918	1, 070, 856	－
		6 年 度	1, 227, 311	1, 117, 829	－
		対前年度増減	△ 120, 393	△ 46, 973	－
	水 道 事 業 会 計	7 年 度	636, 513	479, 316	－
		6 年 度	696, 909	476, 684	－
		対前年度増減	△ 60, 396	2, 632	－
	簡 易 水 道 事 業 会 計	7 年 度	46, 473	104, 440	－
		6 年 度	91, 952	104, 393	－
		対前年度増減	△ 45, 479	47	－
	下 水 道 事 業 会 計	7 年 度	100, 437	818, 600	－
		6 年 度	72, 664	806, 936	－
		対前年度増減	27, 773	11, 664	－

(注) 1 資金剰余（黒字）であるため、資金不足比率は「－」で表示される。

資金不足比率の算定式は以下のとおり

$$\text{資金不足比率（\%）} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}} \times 100$$

令和7年度の資金不足比率は、すべての公営企業会計において資金不足が生じていない。

3 算定の基礎となる事項を記載した書類

算定の基礎となる事項を記載した主な書類は、次のとおりである。

- ・糸魚川市歳入歳出決算書（一般会計、特別会計、公営企業会計）
- ・地方交付税算定台帳
- ・地方財政状況調査表（普通会計、特別会計、公営企業会計）

報告第10号

株式会社能生町観光物産センターの経営状況について

株式会社能生町観光物産センターの第38期営業報告及び監査報告並びに第39期事業計画及び収支計画について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により次のとおり報告する。

令和8年8月31日

糸魚川市長 久保田 郁 夫

第 3 8 期

決 算 報 告 書

令和 7 年 4 月 1 日 から
令和 8 年 3 月 3 1 日 まで

株 式 会 社 能 生 町 観 光 物 産 セ ン タ ー
(法人番号:8110001021778)

事業部門第38期営業概況

1 売店客数

売店客数は59,094人で対前年度比+1,647人（102.87%）となった。

7月は晴天続きであったこともあり大変好調であった。来場者が期待できる8月は前半が連日悪天候となりお盆過ぎの後半に挽回したが微増、9月・10月は天候不良が影響して大きく落としている。年末営業が好調だった12月は昨対で大きくプラス、1月は大雪の影響を受ける日が多く、時短営業を余儀なくされる日が6日間あった。2月前半も国道の通行止めで休館などの影響を受けたが、中旬から下旬は順調な集客ができた。

年間を通じて実施しているSNSやラジオ電波を使った広告などがうまく集客に繋がっていると思われる。特に「Marine-Friendsプロジェクト」として広域連携施策の取組みを始めて以降の伸びが顕著である。更なる集客を目指してブラッシュアップを図りたい。

単位：人

区分	第36期（R5年度）		第37期（R6年度）		第38期（R7年度）		
	客数	累計	客数	累計	客数	累計	前年対比
4月	3,893	3,893	4,704	4,704	4,310	4,310	91.62%
5月	6,404	10,297	5,919	10,623	6,658	10,968	112.49%
6月	3,190	13,487	3,705	14,328	4,055	15,023	109.45%
7月	6,019	19,506	5,576	19,904	6,578	21,601	117.97%
8月	10,784	30,290	11,180	31,084	11,347	32,948	101.49%
9月	4,619	34,909	4,975	36,059	4,573	37,521	91.92%
10月	5,194	40,103	6,271	42,330	5,243	42,764	83.61%
11月	5,015	45,118	5,991	48,321	5,702	48,466	95.18%
12月	3,208	48,326	3,115	51,436	3,862	52,328	123.98%
1月	676	49,002	1,679	53,115	1,271	53,599	75.70%
2月	1,468	50,470	1,063	54,178	1,718	55,317	161.62%
3月	2,902	53,372	3,269	57,447	3,777	59,094	115.54%
合計	53,372		57,447		59,094		102.87%

2 売店売上

直営売店売上は121,834千円で対前年度比+8,461千円（107.46%）となった。

入込同様に推移したが物価高による客単価の上昇などもあり大きく伸びている。

単位：千円

区分	第36期（R5年度）			第37期（R6年度）			第38期（R7年度）			前年対比
	売店	その他	売上計	売店	その他	売上計	売店	その他	売上計	
4月	6,990		6,990	9,124		9,124	8,112		8,112	88.91%
5月	11,818		11,818	10,161		10,161	13,466		13,466	132.53%
6月	5,648		5,648	6,784		6,784	7,842		7,842	115.60%
7月	11,671		11,671	11,019		11,019	13,392		13,392	121.54%
8月	23,622		23,622	26,499		26,499	26,746		26,746	100.93%
9月	8,086		8,086	9,316		9,316	8,970		8,970	96.29%
10月	9,600		9,600	11,637		11,637	10,692		10,692	91.88%
11月	9,371		9,371	11,556		11,556	11,782		11,782	101.96%
12月	5,952		5,952	6,105		6,105	7,923		7,923	129.78%
1月	1,231		1,231	3,131		3,131	2,659		2,659	84.92%
2月	2,375		2,375	1,833		1,833	2,874		2,874	156.79%
3月	4,995		4,995	6,208		6,208	7,376		7,376	118.81%
合計	101,359	0	101,359	113,373	0	113,373	121,834	0	121,834	107.46%

3 セブンイレブン客数

セブンイレブン客数は170,158人で対前年比－2,498人（98.55％）となった。

直営売店同様に推移したが、物価高の影響もありマイボトルなどの節約術が流行するなど社会動態要因も大きく影響したと見られ、前年度を割込むこととなった。

単位：人

区分	第36期（R5年度）		第37期（R6年度）		第38期（R7年度）		
	客数	累計	客数	累計	客数	累計	前年対比
4月	14,308	14,308	16,310	16,310	13,788	13,788	84.54%
5月	19,682	33,990	18,825	35,135	17,550	31,338	93.23%
6月	14,280	48,270	14,059	49,194	14,633	45,971	104.08%
7月	19,307	67,577	16,075	65,269	18,602	64,573	115.72%
8月	26,613	94,190	25,656	90,925	24,597	89,170	95.87%
9月	15,734	109,924	15,615	106,540	14,834	104,004	95.00%
10月	15,463	125,387	16,585	123,125	14,414	118,418	86.91%
11月	13,695	139,082	14,095	137,220	13,988	132,406	99.24%
12月	11,046	150,128	10,041	147,261	11,222	143,628	111.76%
1月	5,061	155,189	7,272	154,533	6,165	149,793	84.78%
2月	7,909	163,098	6,139	160,672	7,687	157,480	125.22%
3月	10,723	173,821	11,984	172,656	12,678	170,158	105.79%
合計		173,821		172,656		170,158	98.55%

4 セブンイレブン売上

セブンイレブン売上は110,697千円で対前年度比+2,785千円（102.58％）となった。

入り込み同様に推移したが、天候に恵まれて来場者が多かった6月と7月の売上増に加え、物価高による客単価の上昇により入り込みの減をカバーする形となった。

単位：千円

区分	第36期（R5年度）			第37期（R6年度）			第38期（R7年度）			
	売上	他収入	売上計	売上	他収入	売上計	売上	他収入	売上計	前年対比
4月	8,873	96	8,969	9,734	87	9,821	8,684	83	8,767	89.27%
5月	12,114	96	12,210	11,270	91	11,361	11,156	95	11,251	99.03%
6月	8,792	87	8,879	8,550	88	8,638	9,221	91	9,312	107.80%
7月	11,741	99	11,840	10,200	94	10,294	11,781	100	11,881	115.42%
8月	16,052	101	16,153	15,647	112	15,759	15,591	92	15,683	99.52%
9月	9,766	90	9,856	9,777	87	9,864	9,429	84	9,513	96.44%
10月	9,561	84	9,645	10,400	102	10,502	9,359	88	9,447	89.95%
11月	8,328	87	8,415	8,645	84	8,729	9,097	84	9,181	105.18%
12月	7,438	95	7,533	6,497	86	6,583	7,776	86	7,862	119.43%
1月	3,662	66	3,728	4,713	70	4,783	4,230	72	4,302	89.94%
2月	5,088	79	5,167	4,166	68	4,234	5,184	73	5,257	124.16%
3月	6,391	85	6,476	7,262	82	7,344	8,156	85	8,241	112.21%
合計	107,806	1,065	108,871	106,861	1,051	107,912	109,664	1,033	110,697	102.58%

5 事業部全体客数

事業部全体の入り込み客数は229,252人、対前年比で-851人（99.63％）となった。

単位：人

区分	第36期（R5年度）		第37期（R6年度）		第38期（R7年度）		
	客数	累計	客数	累計	客数	累計	前年対比
4月	18,201	18,201	21,014	21,014	18,098	18,098	86.12%
5月	26,086	44,287	24,744	45,758	24,208	42,306	97.83%
6月	17,470	61,757	17,764	63,522	18,688	60,994	105.20%
7月	25,326	87,083	21,651	85,173	25,180	86,174	116.30%
8月	37,397	124,480	36,836	122,009	35,944	122,118	97.58%
9月	20,353	144,833	20,590	142,599	19,407	141,525	94.25%
10月	20,657	165,490	22,856	165,455	19,657	161,182	86.00%
11月	18,710	184,200	20,086	185,541	19,690	180,872	98.03%
12月	14,254	198,454	13,156	198,697	15,084	195,956	114.65%
1月	5,737	204,191	8,951	207,648	7,436	203,392	83.07%
2月	9,377	213,568	7,202	214,850	9,405	212,797	130.59%
3月	13,625	227,193	15,253	230,103	16,455	229,252	107.88%
合計	227,193		230,103		229,252		99.63%

6 事業部全体売上

事業部全体での売上は232,531千円で対前年比+11,246千円（105.08％）となった。

物価上昇の影響が大きく前年度、前々年度に続き過去最高売上を更新している。

単位：千円

区分	第36期（R5年度）			第37期（R6年度）			第38期（R7年度）			
	売上	他収入	売上計	売上	他収入	売上計	売上	他収入	売上計	前年対比
4月	15,863	96	15,959	18,858	87	18,945	16,796	83	16,879	89.09%
5月	23,932	96	24,028	21,431	91	21,522	24,622	95	24,717	114.85%
6月	14,440	87	14,527	15,334	88	15,422	17,063	91	17,154	111.23%
7月	23,412	99	23,511	21,219	94	21,313	25,173	100	25,273	118.58%
8月	39,674	101	39,775	42,146	112	42,258	42,337	92	42,429	100.40%
9月	17,852	90	17,942	19,093	87	19,180	18,399	84	18,483	96.37%
10月	19,161	84	19,245	22,037	102	22,139	20,051	88	20,139	90.97%
11月	17,699	87	17,786	20,201	84	20,285	20,879	84	20,963	103.34%
12月	13,390	95	13,485	12,602	86	12,688	15,699	86	15,785	124.41%
1月	4,893	66	4,959	7,844	70	7,914	6,889	72	6,961	87.96%
2月	7,463	79	7,542	5,999	68	6,067	8,058	73	8,131	134.02%
3月	11,386	85	11,471	13,470	82	13,552	15,532	85	15,617	115.24%
合計	209,165	1,065	210,230	220,234	1,051	221,285	231,498	1,033	232,531	105.08%

貸借対照表

商号 株式会社 能生町観光物産センター

代表者 黒石 孝

令和 8年 3月 31日 現在

(単位:円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
I 流 動 資 産	(41,714,872)	I 流 動 負 債	(34,181,818)
現金及び預金	23,937,461	買掛金	5,857,276
売掛金	103,391	短期借入金	2,000,000
棚卸資産	11,368,934	1年以内返済長期借入金	3,084,000
未収入金	4,182,780	未払金	14,225,178
未収還付法人税等	6,559	未払法人税等	180,000
立替金	132,306	未払消費税等	2,783,400
オープンアカウント	1,983,441	預り金	51,964
		一年以内返済建設協力金	6,000,000
II 固 定 資 産	(139,181,960)	II 固 定 負 債	(35,582,000)
有形固定資産	(137,272,160)	預り金	11,117,000
建物	485,124,445	長期借入金	6,465,000
構築物	32,192,832	建設協力金	18,000,000
工具、器具及び備品	15,870,404		
リース資産	393,800		
その他の有形固定資産	2,912,622		
減価償却累計額	△ 399,221,943		
無形固定資産	(218,400)	負債の部合計	69,763,818
電話加入権	218,400	(純 資 産 の 部)	
投資その他の資産	(1,691,400)	I 株 主 資 本	(111,133,014)
出資	101,000	1. 資 本 金	43,000,000
保険積立金	1,083,820	2. 資 本 剰 余 金	(0)
敷金・保証金	506,580	3. 利 益 剰 余 金	(68,133,014)
		(1) 利 益 準 備 金	4,085,000
		(2) そ の 他 利 益 剰 余 金	(64,048,014)
		別 途 積 立 金	143,000,000
		繰 越 利 益 剰 余 金	△ 78,951,986
III 繰 延 資 産	(0)	II 評 価 ・ 換 算 差 額 等	(0)
		III 新 株 予 約 権	(0)
資 産 の 部 合 計	180,896,832	純 資 産 の 部 合 計	111,133,014
		負債・純資産の部合計	180,896,832

損益計算書

商号 株式会社 能生町観光物産センター

令和 7 年 4 月 1 日から

令和 8 年 3 月 31 日まで

(単位:円)

科 目				金 額		
I	売 上 高	商 賃 料	貸 料 上 取 入 料	235,319,511		
	入 場 料	・ 手 数 料	等 受 諾 料	31,930,410		
	施 設 管 理 費			6,337,585		
	案 内 業 務 受 諾			6,787,391		
				1,454,545	281,829,442	281,829,442
II	売 上 原 価	期 商 首 棚 卸 高	不 仕 品 仕 入 原 高	162,347,321	11,018,831	
	合 入 値 引 戻 し			-2,680,717		
	期 売 末 棚 卸 利 益			1,534,106	158,132,498	
					169,151,329	
					10,641,438	158,509,891
						123,319,551
III	販 売 費	及 び 一 般 管 理 費	販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		118,939,745	118,939,745
						4,379,806
IV	営 業 外 収 益	受 取 配 当 金	雑 収 入	40,915		
				1,500		
				1,768,121		1,810,536
V	営 業 外 費 用	支 払 利 息 割 引 料	雑 失	298,936		
				116,090		415,026
	経 常 利 益					5,775,316
VI	特 別 利 益			0		0
VII	特 別 損 失			0		0
	税 引 前 当 期 純 利 益					5,775,316
	法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 当 期 純 利 益			180,000		180,000
						5,595,316

販売費及び一般管理費の計算内訳

令和7年4月1日から
令和8年3月31日まで

(単位:円)

科 目	金 額
販売員給与・賞与	36,367,206
案内業務人件費	1,400,000
旅費	322,887
広告宣伝費	2,314,093
容器包装費	36,800
発送配達費	10,060
支払手数料	12,084,939
その他の販売費	43,466
販売促進費	625,659
役員報酬	8,670,000
管理者給与・賞与	9,464,292
厚生費	7,846,860
減価償却費	12,362,769
地代家賃・リース料	1,799,845
修繕費	2,798,718
事務用品費	245,667
通信費	232,150
水道光熱費	5,493,058
租税公課	2,255,900
寄付金	100,000
接待交際費	270,408
保険料	1,527,300
備品消耗品費	1,025,600
管理諸費	8,704,713
イベント費	4,636
不良品・たな卸増減	2,247,343
雑費	685,376
合 計	118,939,745

棚卸資産の計算内訳

令和8年3月31日現在

(単位:円)

科 目	金 額
商品	10,641,438
貯蔵品	727,496
合 計	11,368,934

株主資本等変動計算書

P- 1

商号 株式会社 能生町観光物産センター

令和 7年 4月 1日から 令和 8年 3月31日まで

(単位:円)

	株主資本						株主資本合計	評価・ 換算差額等	新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式				
		資本準備金	その他 資本剰余金	利益準備金	その他 利益剰余金					
当期首残高	43,000,000	0	0	4,042,000	58,925,698	0	105,967,698	0	0	105,967,698
当期変動額										
剰余金から準備金への振り替え				43,000	-43,000		0			0
剰余金の配当					-430,000		-430,000			-430,000
当期純利益					5,595,316		5,595,316			5,595,316
当期変動額合計	0	0	0	43,000	5,122,316	0	5,165,316	0	0	5,165,316
当期末残高	43,000,000	0	0	4,085,000	64,048,014	0	111,133,014	0	0	111,133,014

- 10 -

■その他資本剰余金及びその他利益剰余金の内訳書

(単位:円)

	その他資本剰余金の内訳			その他利益剰余金の内訳						
	資本準備金減少 額	自己株式処分差 益	その他 資本剰余金 合計	別途積立金	建物圧縮積立金	特別償却準備金			繰越 利益剰余金	その他 利益剰余金 合計
当期首残高	0	0	0	143,000,000	0	0			-84,074,302	58,925,698
当期変動額										
剰余金から準備金への振り替え									-43,000	-43,000
剰余金の配当									-430,000	-430,000
当期純利益									5,595,316	5,595,316
当期変動額合計	0	0	0	0	0	0			5,122,316	5,122,316
当期末残高	0	0	0	143,000,000	0	0			-78,951,986	64,048,014

個別注記表

令和 7年 4月 1日から

令和 8年 3月31日まで

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産

法人税法の規定に基づく定率法又は旧定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（附属設備を除く）については法人税法の規定に基づく旧定額法、平成19年4月1日以後に取得した建物（附属設備を除く）については定額法を採用しております。

なお、平成15年4月1日以後に取得した取得価額30万円未満の資産については、取得時に費用処理しております。

(2) 無形固定資産

法人税法の規定に基づく定額法又は旧定額法を採用しております。

(3) リース資産

法人税法の規定に基づくリース期間定額法を採用しております。

3. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式を採用しております。

II. 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式総数

860株

2. 事業年度中の剰余金配当

当事業年度中の剰余金配当の総額は430,000円、配当の原資は利益剰余金、1株当たり配当額は500円です。これらの配当の基準日は令和7年3月31日、決議日は令和7年6月24日、効力発生日は令和7年6月24日です。

III. 一株当たり情報に関する注記

1. 一株当たり純資産額は、129,224.43円であります。

2. 一株当たり当期純利益は、6,506.18円であります。

以 上

監 査 報 告 書

令和7年4月1日より令和8年3月31日までの第38期営業年度の貸借対照表、損益計算書、営業報告書に関する書類及び付属明細書を監査しました結果、適法かつ正確であることを認めます。

令和8年5月19日

株式会社能生町観光物産センター

監査役 内山 秀 徳

監査役 渡 邊 逸 郎

5期比較損益計算書

株式会社 能生町観光物産センター

勘定科目	第38期	第37期	(単位:千円)		第36期	第35期	第34期
	R8年3月	R7年3月	前期差額	対比	R6年3月	R5年3月	R4年3月
商品売上高	235,320	223,605	11,715	105.2%	213,427	191,093	149,179
貸料収入	31,930	31,791	139	100.4%	31,127	30,909	28,583
権現荘売上	0	0	0	-	0	134,159	106,791
委託販売手数料	4,225	4,485	-260	94.2%	4,781	4,668	4,083
入場料等収入	2,112	2,271	-159	93.0%	2,441	2,600	2,759
施設管理受諾料	6,787	6,757	30	100.4%	7,015	7,415	25,330
案内業務受託料	1,455	1,454	1	100.1%	1,364	1,364	1,364
純売上高	281,829	270,363	11,466	104.2%	260,155	372,208	318,089
期首棚卸高	11,019	8,873	2,146	124.2%	7,947	20,656	16,645
商品仕入高	162,347	155,889	6,458	104.1%	149,180	139,970	110,226
食材等仕入高	0	0	0	-	0	33,802	31,692
不良品原価(△)	2,681	2,901	-220	92.4%	3,062	3,422	3,203
仕入値引戻し高(△)	1,534	1,491	43	102.9%	1,560	1,378	1,229
他勘定振替高(△)	0	0	0	-	375	8,660	1,022
期末棚卸高(△)	10,641	11,019	-378	96.6%	8,873	7,947	20,656
当期売上原価	158,510	149,351	9,159	106.1%	143,257	173,021	132,453
売上総利益	123,319	121,012	2,307	101.9%	116,898	199,187	185,636
全体の粗利率	43.8%	44.8%			44.9%	53.5%	58.4%
販売員給与・賞与	36,367	33,146	3,221	109.7%	31,759	68,398	69,743
管理者給与・賞与	9,464	9,315	149	101.6%	9,244	7,125	7,064
役員報酬	8,670	8,670	0	100.0%	8,650	8,490	8,400
厚生費	7,847	7,298	549	107.5%	7,617	11,634	12,180
案内業務人件費	1,400	1,400	0	100.0%	1,400	1,400	1,404
その他の人件費	0	0	0	-	0	639	620
人件費計	63,748	59,829	3,919	106.6%	58,670	97,686	99,411
減価償却費	12,363	12,364	-1	100.0%	14,948	16,793	16,406
支払手数料	12,085	11,691	394	103.4%	11,575	18,337	14,519
管理工諸費	8,705	8,534	171	102.0%	8,578	21,244	20,301
水道光熱費	5,493	5,785	-292	95.0%	6,835	36,162	30,423
修繕費	2,799	5,189	-2,390	53.9%	1,261	3,707	3,516
広告宣伝費	2,314	2,668	-354	86.7%	1,062	2,658	10,590
租税公課	2,256	2,238	18	100.8%	2,611	2,587	161
不良品・棚卸増減料	2,247	2,472	-225	90.9%	2,612	4,097	3,771
不地家賃・リース	1,800	1,969	-169	91.4%	2,179	3,980	4,021
保険料	1,527	1,558	-31	98.0%	1,198	1,768	1,721
備品消耗品費	1,026	1,553	-527	66.1%	470	5,741	5,510
雑費	685	858	-173	79.8%	803	1,481	1,504
販売促進費	626	418	208	149.8%	210	4,428	5,578
旅費	323	178	145	181.5%	258	133	199
接待交際費	270	297	-27	90.9%	458	268	197
事務用消耗品費	245	356	-111	68.8%	736	994	1,244
通信交通費	232	145	87	160.0%	262	915	902
寄附金	100	1	99	-	11	10	0
その他の販売費	43	62	-19	69.4%	121	541	736
容器包装費	37	61	-24	60.7%	150	105	167
発送達費	10	15	-5	66.7%	10	47	139
イベント費	5	713	-708	0.7%	148	83	351
衛生費	0	0	0	-	0	2,922	2,393
その他計	55,191	59,125	-3,934	93.3%	56,496	129,001	124,349
販管費計	118,939	118,954	-15	100.0%	115,166	226,687	223,760
営業利益	4,380	2,058	2,322	212.8%	1,732	△ 27,500	△ 38,124
受取利息割引料	41	10	31	410.0%	1	1	1
受取配当金	1	1	0	100.0%	2	2	2
雑収入	1,768	3,319	-1,551	53.3%	2,589	2,038	1,615
営業外収益	1,810	3,330	-1,520	54.4%	2,592	2,041	1,618
支払利息	299	437	-138	68.4%	540	572	473
繰延資産償却	0	0	0	-	0	300	300
雑損	116	134	-18	86.6%	352	1,977	450
営業外費用	415	571	-156	72.7%	892	2,849	1,223
経常利益	5,775	4,817	958	119.9%	3,432	△ 28,308	△ 37,729
補助金・助成金等収入	0	0	0	-	32	4,800	16,507
特別利益計	0	0	0	-	32	4,800	16,507
固定資産除却損	0	0	0	-	0	0	60
棚卸商品処分損	0	0	0	-	908	5,132	0
前期損益修正損	0	0	0	-	0	77	0
特別損失計	0	0	0	-	908	5,209	60
税引前当期純利益	5,775	4,817	958	119.9%	2,556	△ 28,717	△ 21,282

第38期 部門別損益比較表

株式会社 能生町観光物産センター

(単位:千円)

	全社			事業部			建物賃貸部門			指定管理部門			7-11部門		
	第38期 残高	第37期 残高	前期差額	第38期 残高	第37期 残高	前期差額	第38期 残高	第37期 残高	前期差額	第38期 残高	第37期 残高	前期差額	第38期 残高	第37期 残高	前期差額
商 品 売 上 高	229,000	223,605	5,395	120,000	116,751	3,249	0	0	0	0	0	0	109,000	106,854	2,146
賃 料 取 入	32,000	31,791	209	△ 5,000	△ 5,033	33	37,000	36,824	176	0	0	0	0	0	0
委 託 販 売 手 数 料	4,600	4,485	115	3,500	3,432	68	0	0	0	0	0	0	1,100	1,053	47
入 場 料 等 取 入	2,200	2,271	△ 71	0	0	0	0	0	0	2,200	2,271	△ 71	0	0	0
施 設 管 理 受 託 料	6,757	6,757	0	0	0	0	0	0	0	6,757	6,757	0	0	0	0
案 内 業 務 受 託 料	1,500	1,454	46	0	0	0	1,500	1,454	46	0	0	0	0	0	0
純売上高	276,057	270,363	5,694	118,500	115,150	3,350	38,500	38,278	222	8,957	9,028	△ 71	110,100	107,907	2,193
期 首 棚 卸 高	11,019	8,873	2,146	5,003	3,089	1,914	0	0	0	0	0	0	6,016	5,784	232
商 品 仕 入 高	157,200	155,889	1,311	77,000	76,531	469	0	0	0	0	0	0	80,200	79,358	842
不 良 品 原 価	△ 2,700	△ 2,901	201	0	0	0	0	0	0	0	0	0	△ 2,700	△ 2,901	201
仕 入 値 引 ・ 戻 し 高	△ 1,500	△ 1,491	△ 9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	△ 1,500	△ 1,491	△ 9
支 勘 定 振 替 高	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
期 末 棚 卸 高	△ 10,784	△ 11,019	235	△ 5,000	△ 5,003	3	0	0	0	0	0	0	△ 5,784	△ 6,016	232
当期売上原価	55.51% 153,235	55.24% 149,351	3,884	64.98% 77,003	64.80% 74,617	2,386	0.00% 0	0.00% 0	0	0.00% 0	0.00% 0	0	69.24% 76,232	69.26% 74,734	1,498
売上総利益	44.49% 122,822	44.76% 121,012	1,810	35.02% 41,497	35.20% 40,533	964	100.00% 38,500	100.00% 38,278	222	100.00% 8,957	100.00% 9,028	△ 71	30.76% 33,868	30.74% 33,173	695
販 売 員 給 与 ・ 賞 与	34,040	33,146	894	13,370	12,945	425	4,800	4,631	169	2,970	2,897	73	12,900	12,673	227
厚 生 費	7,670	7,298	372	4,500	4,195	305	1,000	954	46	270	266	4	1,900	1,883	17
役 員 報 酬	8,670	8,670	0	5,670	5,670	0	1,500	1,500	0	1,500	1,500	0	0	0	0
管 理 者 給 与 ・ 賞 与	9,480	9,315	165	3,680	3,588	92	2,300	2,255	45	0	0	0	3,500	3,472	28
案 内 業 務 人 件 費	1,500	1,400	100	0	0	0	1,500	1,400	100	0	0	0	0	0	0
人 件 費 計	61,360	59,829	1,531	27,220	26,398	822	11,100	10,740	360	4,740	4,663	77	18,300	18,028	272
労 働 分 配 率	49.96%	49.44%		65.60%	65.13%		28.83%	28.06%		52.92%	51.65%		54.03%	54.35%	
旅 行 費	200	178	22	140	120	20	30	29	1	0	0	0	30	29	1
広 告 宣 伝 費	1,700	2,668	△ 968	500	416	84	1,000	2,052	△ 1,052	200	200	0	0	0	0
容 器 包 装 費	70	61	9	70	61	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0
発 送 配 達 費	20	15	5	5	2	3	15	13	2	0	0	0	0	0	0
支 払 手 数 料	11,550	11,691	△ 141	1,550	1,505	45	50	49	1	50	49	1	9,900	10,088	△ 188
そ の 他 の 販 売 費	70	62	8	40	34	6	30	28	2	0	0	0	0	0	0
販 売 促 進 費	500	418	82	100	28	72	400	390	10	0	0	0	0	0	0
減 価 償 却 費	10,650	12,364	△ 1,714	800	1,143	△ 343	9,000	10,375	△ 1,375	0	0	0	850	846	4
地 代 家 賃 ・ リース料	1,980	1,969	11	440	438	2	1,500	1,493	7	0	0	0	40	38	2
修 繕 費	6,990	5,189	1,801	1,800	32	1,768	4,500	4,531	△ 31	400	343	57	290	283	7
事 務 用 消 耗 品 費	380	356	24	200	190	10	80	73	7	30	25	5	70	68	2
通 信 交 通 費	150	145	5	20	19	1	100	97	3	30	29	1	0	0	0
水 道 光 熱 費	6,230	5,785	445	680	615	65	4,200	3,905	295	550	507	43	800	758	42
租 税 公 課	2,330	2,238	92	20	16	4	2,300	2,212	88	0	3	△ 3	10	7	3
寄 付 金	1	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
接 待 交 際 費	320	297	23	250	233	17	70	64	6	0	0	0	0	0	0
保 険 料	1,570	1,558	12	200	187	13	1,320	1,315	5	0	6	△ 6	50	50	0
備 品 ・ 消 耗 品 費	1,650	1,553	97	400	356	44	530	529	1	120	117	3	600	551	49
管 理 諸 費	8,780	8,534	246	1,400	1,381	19	3,550	3,437	113	3,800	3,693	107	30	23	7
イ ベ ン ト 費	330	713	△ 383	30	21	9	300	692	△ 392	0	0	0	0	0	0
不 良 品 ・ 棚 卸 増 減	2,295	2,472	△ 177	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,295	2,472	△ 177
雑 費	880	858	22	300	299	1	180	175	5	30	25	5	370	359	11
販売費・一般管理費	120,006	118,954	1,052	36,166	33,495	2,671	40,255	42,199	△ 1,944	9,950	9,660	290	33,635	33,600	35
営業利益	1.02% 2,816	0.76% 2,058	758	4.50% 5,331	6.11% 7,038	△ 1,707	-4.56% △ 1,755	-10.24% △ 3,921	2,166	-11.09% △ 993	-7.00% △ 632	△ 361	0.21% 233	-0.40% △ 427	660
営 業 外 収 益	2,820	3,330	△ 510	1,300	1,578	△ 278	1,320	1,320	0	0	233	△ 233	200	199	1
営 業 外 費 用	590	571	19	250	250	0	300	282	18	0	0	0	40	39	1
小 計	2,230	2,759	△ 529	1,050	1,328	△ 278	1,020	1,038	△ 18	0	233	△ 233	160	160	0
経常利益	1.83% 5,046	1.78% 4,817	229	5.38% 6,381	7.27% 8,366	△ 1,985	-1.91% △ 735	-7.53% △ 2,883	2,148	-11.09% △ 993	-4.42% △ 399	△ 594	0.36% 393	-0.25% △ 267	660

第 39 期 営 業 計 画

自 令和 8 年4月 1日
至 令和 9 年3月31日

株式会社 能生町観光物産センター

第 39 期 営業計画

I 経営理念

『共存共栄』

～お客様と、地域と、行政と、三位一体となって、共に在り共に栄えていく～

II 年間テーマ

地元産品・物産を主力とした販売拡大を図り、地域事業者が発展する地域内循環型経済による消費推進を実践する。

天候に左右されない安定的な収益確保が出来る仕組みを作り、計画的に累積欠損金の解消を進める。

III 事業戦略

○営業計画

売上獲得に向けた積極営業

- ・事業計画の目標設定と、達成に向けた積極営業の実践
- ・地場商品の販売強化、売り場の充実、地元業者の当施設の活用促進
- ・「相撲のまち糸魚川後援会」の事務局として「相撲のまち」の核となる観光施設の存在感を発揮し、地域貢献の営業を推進する。
- ・地元海洋高校出身力士の活躍で盛り上がる大相撲ブームを生かした営業を支援する。

○リスク管理

① 防災対策の強化

特に地震、津波への対策のため、防災訓練の実施、市の指導による防災関連規定等の整備、防災グッズの開発等を推進する。

② 物価高、原油不足への対策

物価高や原油不足の漁獲への影響等に対するテナント店舗間の情報収集、情報共有の円滑化や対処策の検討などのため、定期的なテナントオーナー会議を開催する。

③ 補修等の計画

施設が老朽化しており修繕の必要箇所が増加する。今年度はトイレ改修などを計画している。

④ 駐車場増設

マリンホール裏に駐車場 30 台程度の増設を計画。年度内に実施予定。

○年度収益計画

事業計画を基に社員全員営業を実施して売上増加を図り、一方で経費削減を実施し収益改善を目指す。無駄の排除・煩雑さの解消、仕事の仕組み・手順・不要な分類等を見直す。

人件費については、物価高等を反映したベースアップは必要。収益状況を踏まえ適正な範囲で前年並みの実施を目指し努力する。

以上

第39期 部門別予定損益比較表

株式会社 能生町観光物産センター

(単位:千円)

	全社		前期差額	事業部		前期差額	建物賃貸部門		前期差額	指定管理部門		前期差額	7-11部門		前期差額
	第39期 残高	第38期 残高		第39期 残高	第38期 残高		第39期 残高	第38期 残高		第39期 残高	第38期 残高		第39期 残高	第38期 残高	
商 品 売 上 高	247,200	235,320	11,880	132,000	125,589	6,411	0	0	0	0	0	0	115,200	109,731	5,469
賃 貸 料 収 入	31,971	31,930	41	△ 5,029	△ 5,029	0	37,000	36,959	41	0	0	0	0	0	0
委 託 販 売 手 数 料	4,450	4,225	225	3,350	3,193	157	0	0	0	0	0	0	1,100	1,032	68
入 場 料 等 収 入	2,400	2,112	288	0	0	0	0	0	0	2,400	2,112	288	0	0	0
施 設 管 理 受 託 料	8,400	6,787	1,613	0	0	0	0	0	0	8,400	6,787	1,613	0	0	0
案 内 業 務 受 託 料	1,460	1,455	5	0	0	0	1,460	1,455	5	0	0	0	0	0	0
						0			0			0			0
純売上高	295,881	281,829	14,052	130,321	123,753	6,568	38,460	38,414	46	10,800	8,899	1,901	116,300	110,763	5,537
期 首 棚 卸 高	10,641	11,019	△ 378	4,891	5,003	△ 112	0	0	0	0	0	0	5,750	6,016	△ 266
商 品 仕 入 高	169,000	162,347	6,653	84,000	81,462	2,538	0	0	0	0	0	0	85,000	80,885	4,115
不 良 品 原 価	△ 2,900	△ 2,681	△ 219	0	0	0	0	0	0	0	0	0	△ 2,900	△ 2,681	△ 219
仕 入 値 引 ・ 戻 し 高	△ 1,600	△ 1,534	△ 66	0	0	0	0	0	0	0	0	0	△ 1,600	△ 1,534	△ 66
期 末 棚 卸 高	△ 10,641	△ 10,641	0	△ 4,891	△ 4,891	0	0	0	0	0	0	0	△ 5,750	△ 5,750	0
	55.60%	56.24%			65.92%			0.00%			0.00%		69.22%	69.46%	
当期売上原価	164,500	158,510	5,990	84,000	81,574	2,426	0	0	0	0	0	0	80,500	76,936	3,564
	44.40%	43.76%			34.08%			100.00%			100.00%		30.78%	30.54%	
売上総利益	131,381	123,319	8,062	46,321	42,179	4,142	38,460	38,414	46	10,800	8,899	1,901	35,800	33,827	1,973
販 売 員 給 与 ・ 賞 与	38,500	36,368	2,132	16,000	14,467	1,533	5,500	5,241	259	3,500	3,241	259	13,500	13,419	81
役 員 報 酬	9,406	8,670	736	6,406	5,670	736	1,500	1,500	0	1,500	1,500	0	0	0	0
管 理 者 給 与 ・ 賞 与	9,900	9,464	436	3,900	3,593	307	2,500	2,397	103	0	0	0	3,500	3,474	26
厚 生 費	8,440	7,846	594	4,900	4,500	400	1,160	1,108	52	350	306	44	2,030	1,932	98
案 内 業 務 人 件 費	1,500	1,400	100	0	0	0	1,500	1,400	100	0	0	0	0	0	0
	67.74%	63.74%	3.99%	31.20%	28.230	2.97%	12.160	11.64%	1.832	5.350	5.047	303	19.030	18.825	205
人 件 費 計															
労 働 配 分 率	51.56%	51.69%		67.37%	66.93%		31.62%	30.32%		49.54%	56.71%		53.16%	55.65%	
旅 告 宣 伝 費	320	323	△ 3	200	203	△ 3	60	60	0	0	0	0	60	60	0
広 告 包 装 費	2,500	2,314	186	500	500	0	1,700	1,614	86	300	200	100	0	0	0
容 器 配 達 費	50	37	13	50	37	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0
発 送 配 達 費	10	10	0	0	0	0	10	10	0	0	0	0	0	0	0
支 払 手 数 料	12,980	12,085	895	1,780	1,660	120	90	88	2	70	56	14	11,040	10,281	759
そ の 他 の 販 売 費	50	43	7	0	0	0	50	43	7	0	0	0	0	0	0
販 売 促 進 費	720	626	94	100	53	47	600	560	40	0	0	0	20	13	7
減 価 償 却 費	11,900	12,363	△ 463	1,100	1,112	△ 12	10,000	10,405	△ 405	0	0	0	800	846	△ 46
地 代 家 賃 ・ リース料	1,830	1,800	30	300	325	△ 25	1,500	1,444	56	0	0	0	30	31	△ 1
修 繕 費	3,700	2,799	901	800	53	747	2,300	2,256	44	200	135	65	400	355	45
事 務 用 消 耗 品 費	270	245	25	130	124	6	50	47	3	30	27	3	60	47	13
通 信 交 通 費	250	232	18	20	19	1	200	180	20	30	29	1	0	4	△ 4
水 道 光 熱 費	5,850	5,493	357	500	421	79	4,050	3,907	143	500	417	83	800	748	52
租 税 公 課	2,320	2,256	64	10	7	3	2,300	2,242	58	5	2	3	5	5	0
寄 付 金	100	100	0	100	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
接 待 交 際 費	271	270	1	250	249	1	21	21	0	0	0	0	0	0	0
保 険 料	1,590	1,527	63	900	894	6	350	311	39	20	11	9	320	311	9
備 品 ・ 消 耗 品 費	2,150	1,026	1,124	1,300	326	974	350	324	26	200	87	113	300	289	11
管 理 諸 費	9,030	8,705	325	1,900	1,859	41	3,200	3,113	87	3,900	3,709	191	30	24	6
イ ベ ン ト 費	0	5	△ 5	0	5	△ 5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不 良 品 ・ 棚 卸 増 減	2,465	2,247	218	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,465	2,247	218
雑 費	760	685	75	200	205	△ 5	200	177	23	60	49	11	300	254	46
販売費・一般管理費	126,862	118,939	7,923	41,346	36,382	4,964	39,191	38,448	743	10,665	9,769	896	35,660	34,340	1,320
	1.53%	1.55%		3.82%	4.68%			-0.09%		1.25%	-9.78%		0.12%	-0.46%	
営業利益	4,519	4,380	139	4,975	5,797	△ 822	△ 731	△ 34	△ 697	135	△ 870	1,005	140	△ 513	653
営 業 外 収 益	1,920	1,810	110	1,600	1,515	85	0	0	0	70	68	2	250	227	23
営 業 外 費 用	480	415	65	200	182	18	250	211	39	0	0	0	30	22	8
小 計	1,440	1,395	45	1,800	1,333	467	250	△ 211	461	70	68	2	280	205	75
	2.01%	2.05%		5.20%	5.76%		-1.25%	-0.64%		1.90%	-9.01%		0.36%	-0.28%	
経常利益	5,959	5,775	184	6,775	7,130	△ 355	△ 481	△ 245	△ 236	205	△ 802	1,007	420	△ 308	728

報告第11号

令和7年度糸魚川市ガス事業会計継続費精算について

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第2項の規定により、
別紙のとおり報告する。

令和8年8月31日

糸魚川市長 久保田 郁 夫

令和 7 年度糸魚川市ガス事業会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全体計画			
				年割額	左の財源内訳		
					国 庫 補助金	企業債	その他
1 ガス事業費用	1 営業費用	経営戦略改定業務委託	令和 6 年度	330,000	0	0	330,000
			令和 7 年度	1,307,000	0	0	1,307,000
			計	1,637,000	0	0	1,637,000

単位：円

実績				比較			
支払義務 発生額	左の財源内訳			年割額と 支払義務 発生額の 差	左の財源内訳		
	国 庫 補助金	企業債	その他		国 庫 補助金	企業債	その他
0	0	0	0	330,000	0	0	330,000
1,597,200	0	0	1,597,200	△ 290,200	0	0	△ 290,200
1,597,200	0	0	1,597,200	39,800	0	0	39,800

報告第12号

令和7年度糸魚川市水道事業会計継続費精算について

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第2項の規定により、
別紙のとおり報告する。

令和8年8月31日

糸魚川市長 久保田 郁 夫

令和 7 年度糸魚川市水道事業会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全体計画			
				年割額	左の財源内訳		
					国 庫 補助金	企業債	その他
1 水道事業費用	1 営業費用	経営戦略改定業務委託	令和 6 年度	330,000	0	0	330,000
			令和 7 年度	1,307,000	0	0	1,307,000
			計	1,637,000	0	0	1,637,000

単位：円

実績				比較			
支払義務 発生額	左の財源内訳			年割額と 支払義務 発生額の 差	左の財源内訳		
	国 庫 補助金	企業債	その他		国 庫 補助金	企業債	その他
0	0	0	0	330,000	0	0	330,000
1,597,200	0	0	1,597,200	△ 290,200	0	0	△ 290,200
1,597,200	0	0	1,597,200	39,800	0	0	39,800

報告第13号

令和7年度糸魚川市簡易水道事業会計継続費精算について

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第2項の規定により、
別紙のとおり報告する。

令和8年8月31日

糸魚川市長 久保田 郁 夫

令和 7 年度糸魚川市簡易水道事業会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全体計画			
				年割額	左の財源内訳		
					国 庫 補助金	企業債	その他
1 簡易水道事業費用	1 営業費用	経営戦略改定業務委託	令和 6 年度	330,000	0	0	330,000
			令和 7 年度	1,307,000	0	0	1,307,000
			計	1,637,000	0	0	1,637,000

単位：円

実績				比較			
支払義務 発生額	左の財源内訳			年割額と 支払義務 発生額の 差	左の財源内訳		
	国 庫 補助金	企業債	その他		国 庫 補助金	企業債	その他
0	0	0	0	330,000	0	0	330,000
1,597,200	0	0	1,597,200	△ 290,200	0	0	△ 290,200
1,597,200	0	0	1,597,200	39,800	0	0	39,800

報告第14号

令和7年度糸魚川市下水道事業会計継続費精算について

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第2項の規定により、
別紙のとおり報告する。

令和8年8月31日

糸魚川市長 久保田 郁 夫

令和 7 年度糸魚川市下水道事業会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全体計画			
				年割額	左の財源内訳		
					国 庫 補助金	企業債	その他
1 下水道事業 費用	1 営業費用	経営戦略改定業務 委託	令和 6 年度	330,000	0	0	330,000
			令和 7 年度	1,307,000	0	0	1,307,000
			計	1,637,000	0	0	1,637,000

単位：円

実績				比較			
支払義務 発生額	左の財源内訳			年割額と 支払義務 発生額の 差	左の財源内訳		
	国 庫 補助金	企業債	その他		国 庫 補助金	企業債	その他
0	0	0	0	330,000	0	0	330,000
1,597,200	0	0	1,597,200	△ 290,200	0	0	△ 290,200
1,597,200	0	0	1,597,200	39,800	0	0	39,800

報告第15号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年8月31日

糸魚川市長 久保田 郁 夫

記

地方自治法第96条第1項第13号に係る50万円以下の損害賠償額及び同項第12号の和解

専決第6号

損害賠償額の決定及び和解に関する専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

令和8年7月8日

糸魚川市長 久保田 郁 夫

記

専決処分をした1件50万円以下の損害賠償額及び和解について

事件	相手方	損害賠償額	事故の概要
市振漁港トイレ 駐車場での落木 による自動車破 損事故	市 内 在住者	254,419円	事故発生年月日 令和8年1月30日 事故の発生場所 糸魚川市大字市振 地内 損 害 物 件 普通自動車 和 解 年 月 日 令和8年7月8日